

入札説明書

令和7年度札幌市告示第3743号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年(2025年)9月8日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課

(電話:011-211-2376 Mail:kanko@city.sapporo.jp 担当:及川・佐藤)

3 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 役務の名称 | 令和7年度定山溪地区観光客動態調査業務 |
| (2) 調達案件の使用等 | 入札説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日 から 令和8年3月31日(火) までとする。 |
| (4) 入札方法 | 紙入札により総価で入札すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「研究・調査企画サービス」に登録されていること。
- (3) 類似の調査業務を履行した実績(令和元年4月1日以降に業務を完了したものに限る。)を有すること(再委託として履行した場合を除く。)
- (4) ISO20252の認証を取得していること。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先
上記2及び札幌市公式ホームページ上に掲載

(2) 入札書の提出期限
令和7年9月16日(火)12時00分(送付の場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所
令和7年9月16日(火)16時30分
札幌市経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課内
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階)

(4) 入札書の提出方法
入札書の様式(様式1)にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を持参により提出する場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に名称又は商号(個人の場合は氏名)及び「令和7年9月16日(火)16時30分開札「令和7年度定山溪地区観光客動態調査業務」に係る入札書在中」の旨を記載したものを、上記5(2)の入札書の提出期限までに上記2の契約担当部局に持参しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は、入札書を二重封筒とし、外封に「令和7年9月16日(火)16時30分開札「令和7年度定山溪地区観光客動態調査業務」に係る入札書在中」の旨を記載したものを、上記5(2)の入札書の提出期限(必着)までに上記2の契約担当部局に送付しなければならない。なお、電報・ファクシミリ・電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 提出した入札書について、書換え、引換え又は撤回をすることは認めない。

(5) 調達案件の仕様等に関する質問及び回答

ア 質問の方法
質問書の様式(様式3)にて作成し、上記2の契約担当部局に持参、メール又は郵送により提出すること。

なお、メールにより提出する場合の送付先アドレスはkanko@city.sapporo.jpとし、メール送信直後に上記2の契約担当部局に対して架電を行い、質問書をメールで送信した旨を伝えること。

イ 質問書の提出可能期間
上記1の告示日 から 令和7年9月10日(水) まで、各日9時00分から17時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧
上記1の告示日以降、随時、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市公式ホームページ(「札幌市の観光行政」)に掲載をするため、質問者は適宜回答を確認すること。

(6) 入札の無効

ア 上記4の入札参加資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取り止め、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状(様式2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(様式2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要(契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。)

(3) 最低制限価格の設定 無し

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札をした者(有効な入札に限る)を落札候補者として、落札保留のうえで下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同時抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて、落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に上記1の契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスから提出すること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方を遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において、市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は書面による持参、送付又はメール(kanko@city.sapporo.jp)により提出すること。